

ウクライナの現代言語状況と言語問題

芳之内 雄 二

要 旨

ソ連崩壊後独立した新興独立国家では、それまで公用語、教育言語として優位な立場を占めていたロシア語に代って民族共和国の言語が国家言語と規定され、ロシア語の社会的地位が低下している一般的な傾向がある。そうしたなかで、ロシアの歴史要素や文化要素が大きなウクライナでは、家庭内での使用言語や図書出版、読書、マスコミの分野で依然としてロシア語の優位性が維持されている。

キーワード

社会言語学、バイリンガル、言語法、ウクライナ

0. はじめに

言語問題とは、一般には、近代国民国家形成に伴って生じる現象の一つと見なされている。前近代においては、読み書きは一部特権階層のものであったが、近代においては国民社会形成のため、また産業界への人材登用のため、軍隊勤務のため、全国民を対象に普及が必要になっている。その普及を迅速、効果的、そして容易にするため、書き言葉と話し言葉との一致が要請され、公的に使用される言語の規範化が必要となる。つまり、近代市民社会確立のために、言語の近代化が要請される事態となり、その問題解決がうまく進展しないために生じているのが言語問題と見なされていたのである。

言語問題が生じている地域や国は、旧植民地に多く、近代植民地に特有なものとしても認識され、統治国の言語が新興独立国の社会で優位な地位を築いてきたことから生じるもろもろの社会問題と見なされてもいる。アフリカ、東南アジアの多くの国では、今も旧統治国の言語が公用語の地位を付与されていて、それが新たな支配被支配関係とも結びついている。

ウクライナの言語問題も、ロシアによる植民地支配によって生じていると見なすことができる。帝政ロシア時代やソ連時代にはウクライナ社会ではロシア文化の影響が強かった。特に、歴史的地理名称として「ノヴォロシア（新ロシアの意味）」と呼ばれるウクライナの東部・南部¹は、近代以降ロシアとともに数百年の歴史を歩んできたために、ウクライナ文化・ウクライナ語よりもロシア文化、ロシア語のほうが優勢である。

だが、独立後のウクライナでは、憲法でウクライナ語を唯一の国家言語と定め、教育機関でもウクライナ語を教授言語とする「ウクライナ語学校」が年々増加を続けて多数をなすに至り（資料1, 2, 3）ラジオ・テレビ放送でもウクライナ語使用拡大のための言語政策が推進されている。最近15年ほどの比較的短い期間に、言語のウクライナ化の進展の著しいさまがマスコミで伝えられている。

2004年末のウクライナ大統領選挙の際には、ヤヌコビッチ候補が公約の中にロシア語公用語化を盛り込んで東部と南部の選挙民に支持を訴えた。また、ウクライナはEUの「地域言語少数言語憲章」を議会で承認していることから、ウクライナ語以外の民族言語使用制限やロシア語の地位規定について非ウクライナ人が言語権侵害の不満を訴え、それに呼応してロシア語に公的地位を付与するための議会公約や社会運動が起きており、言語問題が政治化している。

ソ連では個別の民族言語を公用語として国語と規定する傾向はすでにゴルバチョフ時代の1980年代後半に現れ、それは社会言語問題として学术界やマスコミで広範に取り上げられ始めている。これに関連した学術大会報告、論文は数えきれないほどである。

ポストソ連時代のウクライナの言語社会状況において、言語の民族化はどの程度すすんでいるのか、言語の脱ロシア化の実情はどうなっているのかについて、文献や統計資料から得られる情報は限定的だ。そこで、現地へ赴き実際の言語社会事情を知るために、論者は2007年3月及び9月にそれぞれ2週間ほどウクライナ各地を訪問した。当論文は、現地での調査見聞も含めて、ウクライナが抱える言語問題、言語社会状況を分析し概説を試みるものである。

1. ウクライナ語とロシア語

ウクライナ語とロシア語は同じスラブ語派、東スラブ語グループに属している。両言語の担い手の居住地域は隣接あるいは交差し、普段の交流も今日まで何百年もの間継続されていて、両言語は極めて近い関係にある。単語の成り立ち、文法的な範疇、統語法などの大枠はほぼ同じである。だが、少し細かに見れば、以下のような相違がある。

① 文字の差：ウクライナ語ではロシア語にない文字がいくつかあり、またいくつかの同一文

¹ クリミア、ハリコフ、オデッサなど

字でも対応する音が異なる。

- ② 発音の差：二重子音の同化規則の中に、ロシア語にはない軟音同化がある。ロシア語では常に硬子音である「И」が「イ」の音色を含む軟子音として発音される。
- ③ 語彙の差：月の名称、年・時間・分、親族名称の一部ほか使用頻度の高い基本単語でかなりの程度（3割前後）ロシア語と異なる。
- ④ 文法上の差：名詞の格変化でウクライナ語には施設・場所を表す語の生格の形が特殊である、また呼格がある；形容詞長語尾の形態がロシア語形態と一部異なる；動詞の人称変化、過去変化で一部形態が異なる。

では、ウクライナ語とロシア語は、それぞれの担い手が自分のことばで話して互いに意思疎通ができないのかというと、それは微妙だ。ウクライナ国内に限定し、ウクライナ住民同士であればかなりな程度は可能だ、と言えよう。どちらかということ、ウクライナ語を第一言語とするものは、ロシア語を理解するものが多く、ロシア語を第一言語とするものは、ウクライナ語を理解しないものが多いとされる（資料8）。

ところで、標準ウクライナ語はウクライナ中央部、ドニエプル川中流地域のポルタヴァ方言を基に作られている。西部ウクライナ方言はポーランド語、ハンガリー語などからの借用が多く、標準ウクライナ語の話者は地域的に限定されている。ウクライナにおけるロシア語もロシアにおける標準ロシア語からはかなり逸脱している。

帝政ロシア時代の1860年代に『大ロシア語详解辞典』4巻を編集したウラジーミル・ダーリは、ウクライナでロシア人の人口割合が多い「ノヴォロシア」地域の方言について、ロシア語にウクライナ語の発音、語彙、シンタクスが混じり合っている例を以下のように述べている（資料6）。

この地方の言語は、概して、雑然としていて、規範の揺れが多く、雑種の特徴を持つ。半ばロシア語的で、硬いウクライナの発音は不快である。母音「И」と「Ы」の区別があまりないで、二つの母音が入り混じって発音されるのを常に耳にする。アクセント位置はきわめて可変的で、ヴァリエーションが多い。ウクライナ語と同一単語とのアクセント位置を避けるために、当てずっぽうで音がよく響く位置にアクセントを置くため、ロシア語の標準的アクセント位置から外れる語が少なくない。

母音の前の「Г」は帯気音「Х」で発音される。

語尾「аго」「яго」の発音では「Г」の音は無声化する；母音「О」は、「О」のまま発音される。この二つの特徴はウクライナ語に固有の特徴である。

二重子音の発音に際して、「б」「в」「г」「д」「з」「ж」は硬子音では発音されない。

子音「ч」が「щ」で発音されることはない。(конечно, скучно)

母音「я」が「е」で発音されることはない。(заяц)

シNTAXでは、以下のような表現が広く使われている。

Я нанял свой дом(отдал внаймы)

Это было за губернатора А.А(при)

Вы смеетесь с меня(надо мной)

Он похож с ним(на него)

Ты мне виноват(должен)

для какой причины(по)

Я разсказывал да игрался. (болтал да играл)

Я за его запомнил(Я об нем забыл.)

上の例は、ロシア語辞典編集者によるロシア語方言記述であるが、ロシア語なまりの強いウクライナ語はスルジク(「混合語」と呼ばれている。スルジク出現の要因は、ウクライナ語使用を禁止してロシア語を強制した植民地政策である、と指摘する作家はボグリブノイ氏である。今日、ウクライナ語を母語とする者の約15%はスルジク話者とされる(Википедия Суржик 参照)。

ウクライナ人男性の名前「ミコラ」は、ロシアの呼び方では「ニコライ」である。同様に、ウクライナの地名「ミコラーイフ」は、ロシア語表記地図では「ニコラーエフ」となる。ハリコフ市には地下鉄があり、駅名の一つはウクライナ語で「ラジャンシカ」と呼ばれている。ロシア語では「ソビエツカヤ」と呼ばれる。何れも「議会の」の意味を持っている。この駅と市外地との間を結ぶ路線バスはその系統を表すに際してフロントガラスに「ソビエツカヤ行き」の表記を使っている。表記や語彙の言い換えがウクライナの広範な地域において、日常生活で普通に生じているのが現実であり、その意味でウクライナは二重言語(ダイ・グロシア)²の現象が見られる。首都キエフの日常生活でロシア語が優勢であることは、ウクライナの言語状況を象徴的に表している、と言えるだろう³。

² 同系言語変種として上位言語と下位言語、あるいは方言と標準語の使い分け。

³ 文献7 : 58%のキエフ住民が職場でもっぱらロシア語を使用し(ウクライナ語のみ使用は11%)、仲間内では54%がもっぱらロシア語を使用し(ウクライナ語のみ使用は14%)、家族でロシア語のみ使用は44%(ウクライナ語のみ使用は17%)。

ウクライナの現代言語状況と言語問題

2. バイリンガル社会、二重言語社会

ウクライナは、バイリンガル社会でもあり、多くの住民がある程度までバイリンガルでもある。それは、「ウクライナ住民の92%がある程度ロシア語が使える」との最近の言語意識調査からも明らかであろう（資料14）。こうした社会は、長い年月をかけて歴史的に形成され、教育制度や、言語政策によってかなりな程度強制的に作られたものである。

今日のウクライナ領の東部、南部地域は17-18世紀以降にロシアがオスマントルコやクリミア・ハーンと戦って自国領としたもので、今も「ノヴォロシア」と呼ばれる。この地への入植者の大半はロシア人であった。

帝政ロシア時代に公的に認められた言語はロシア語のみであり、行政・教育・裁判・軍隊・出版で使用される言語はもっぱらロシア語だった。さらにソ連時代には、言語科目選択制度・学校選択制度を取り入れた1960年代からの教育政策により、話者人口の多い大言語であるロシア語の普及に有利な条件が作られた。ウクライナでも、1960-80年代には都市に住む多くの者がロシア語を教授言語とするロシア語学校に通っていた。

ウクライナ科学アカデミー社会学研究所（以降「社会学研究所」）の調査データに基づき、ウクライナのバイリンガル社会特徴の一側面を以下で紹介する。

「社会学研究所」が調査した2000年のアンケートによると、「家庭では何語で話しますか」の質問に対して、ウクライナ語のみと回答したものは39%、ロシア語のみと回答したものは36%、状況により使い分けると答えたものは逆に25%となっている。地域別の家庭内使用言語の割合は以下の表の通りである（資料7）。

ウクライナ各地域での家庭内使用言語割合（%）

地域名	家庭内での交流言語			
	ウクライナ語	ロシア語	他の言語	状況により言語を使い分ける
キエフ	18.0	48.0	0.0	34.0
北部	66.1	9.9	0.0	24.0
中央	64.0	11.1	0.0	24.9
北東	14.8	41.4	0.0	43.8
東	5.5	81.0	0.3	13.1
北西	85.5	1.5	0.0	13.0
西	86.6	2.8	0.0	10.6
南西	75.3	1.4	1.4	21.4
南	13.9	51.7	0.6	33.9
南東	22.2	38.7	0.0	39.2
クリミア	0.0	84.4	1.1	14.1
全ウクライナ	39.1	36.6	0.2	24.8

ウクライナ国民の民族組成ではウクライナ人とロシア人の人口割合はおよそ4：1であるが、家庭内での使用言語の割合はほぼ1：1である。家庭内での使用言語は、第一言語であると言い換えることができる。上の表の最下段の数値「全ウクライナ」は第一言語としてのウクライナ語の担い手とロシア語の担い手の数が拮抗し、また、約25%のものが家庭内でのバイリンガルであることを示している。さらに、表はウクライナ語優勢地域の西部、中央部とロシア語優勢地域の東部、南部の地域差がかなり顕著であることを示している。

ウクライナは家庭内だけでなく、日常生活で広範に二言語が併用されている社会である。職場や学校でウクライナ語とロシア語が併用されている場合が多いのだ。信頼の置ける民間調査機関によると、ウクライナの住民の92%はロシア語がある程度使えるとしている（資料14）。

また、ウクライナ語はロシア語に近く、しかもロシア語の方が国際的言語地位や様々な言語機能分野で幅を利かせているため、ロシア語からの語彙借用、文法規範、構文がウクライナ語に影響を与えている。さらに、出版物、テレビ放送など文化の分野でもロシア語によるもの影響が少なくない。つまり、ウクライナ語の言語構造にロシア語要素が含まれ影響を受けるだけでなく、個人的な言語運用や言語社会全体でもロシア語ロシア文化の影響を受けているのである。

論者が2007年3月、及び9月に合わせて10日間ほど首都キエフに滞在していたとき、ウクライナ語で話しかけられる経験はほとんどなかった（出入国審査、列車の切符売り場、車掌、百貨店や本屋、その他店での買い物、ホテルのカウンター、食堂やレストラン、タクシーや乗り合いバスの運転手）。町中でも、地下鉄の車両内でも大きな声で話す人々はほとんどロシア語だった。ウクライナ語を耳にしたのは、キエフ中央鉄道ターミナル駅での列車発着の案内放送、地下鉄車内での到着駅の案内放送である。地名や施設名はウクライナ語で表記されているが、一部はロシア語でも併記されている。日刊新聞、週刊新聞では、「ゼルカロ・ニディエリ」はウクライナ語とロシア語版があり（ウェブでも閲覧可能）、「アルグメントウイ・イ・ファクトイ」はロシア語版で出ている。ウクライナ語ができなくても新聞でニュースを知ることはできる。

ただし、西ウクライナは長らくポーランドやオーストリア・ハンガリーなどカトリック文化圏の支配下に置かれ、ロシア語・ロシア文化の影響は歴史が浅い。例えば、リボフ市ではウクライナ語を話すものが圧倒的多数である。

3. 二つの民族主義と社会運動

ウクライナにはウクライナ語ウクライナ文化の拡大発展を目指すウクライナ民族主義の拠点ともいえる機関や支援団体とロシア語ロシア文化の維持発展を目指すロシア民族主義の拠点や

支援団体が存在する。

17世紀半ば神学校として設立されたキエボ・モギリャンスカ・アカデミア国立大学はウクライナ語支持派の拠点であり、同大学所属の言語学者ラリサ・マセンコ氏は2006年末に組織された『2007年からウクライナ語へ移行しよう運動』のコンサルタントでもある。

ウクライナ科学アカデミー社会学研究所はロシア語支持派の拠点であり、所長ニコライ・アレクサンドロヴィチ・シュリガはウクライナ社会学会会長でもあり、ロシア文化支援財団会長でもある。1996年から1999年まで毎年「ウクライナにおけるウクライナ文化とロシア文化の対話大会」が開催されており、その共催組織団体としてロシア文化支援財団のほか、ウクライナ最高会議各種委員会、科学アカデミー社会学研究所、ウクライナ・ロシア関係研究所が名を連ね、第4回の組織委員長はシュリガ氏であった。社会言語学者として1992年から2000年までウクライナ各地で言語調査を行った故パニナ氏も社会学研究所の所属であり、ウクライナ科学アカデミー経済予測研究所のラジエフスキー氏は「対話大会」にも参加している。概してウクライナ科学アカデミーの所属者はロシア民族主義支持者が多いようだが、それはソ連研究機関との伝統的な学術交流があるためであろうと推測される。

両陣営には、言語学、歴史文化、社会学、法律、教育学などの専門家が研究調査活動を展開し、学術研究大会や社会運動を組織し、論文や書物を発表してさまざまな発言をしている。その際、ウクライナ民族主義者は、ウクライナ語話者向けにもっぱらウクライナ語を使用して活動し、ロシア民族主義者はウクライナ語のほかにロシア語を活動言語として使用するのが基本である。

そこで、偏見を持たずに両陣営の言動を客観的に分析・評価できるかどうかということが大いに問題となる。第一に、社会言語学関連の学術大会、フィールド調査、社会意識調査などの分野では、ロシア語による研究発表や報告のほうが多く、その出版物も入手しやすいロシア語偏向がある。もう一つは、不慣れな方のウクライナ語による主張を理解するのは時間がかかるので、ロシア語の情報に頼りがちなロシア語偏向が出てきやすいこと。この二つを克服するには、思いきってウクライナ民族主義者と付き合うのが近道であろうと思っているのだが、論者は正直なところまだその入り口付近でうろろしている。

4. 言語をめぐる政治問題

ウクライナでは、ウクライナ語を第一言語とする者（以降「ウクライナ語人」）とロシア語を第一言語とする者（以降「ロシア語人」）の間での言語対立はない、とするのがウクライナ語擁護派の考え方であり、他方、対立があるとするのはロシア語擁護派の主張である。

「ロシア語にも公的地位を与えるべきかどうか」に関する言語意識調査への回答では、ウク

ライナ住民の約半数がロシア語公用語化への支持を表明しており（資料14）、住民の声を行政に届ける役目を担う政治家が言語問題を重視するのはそれなりの根拠がある。以下に、議会での言語問題の取り扱いを紹介する。

2003年ウクライナ議会は、「EU地方言語・少数言語憲章」を批准したものの司法上及び翻訳上の間違いが数多くあり、発効したのは2006年1月と遅れた。この憲章の採択や解釈をめぐる民族主義的な対立が生じている。EU諸国の言語政策は初等教育で複数言語教育を実施し、地方言語・少数言語の使用・保護を促進している点で多言語主義が特徴であり、言語権擁護の理念を掲げているので、「憲章」をロシア語の地位向上に好都合と解釈するのはロシア語支持派専門家である。しかし、ウクライナ語支持派のキエボ・モギリャンスカ・アカデミア国立大学教授で法律が専門のウラジーミル・ワシレンコ氏は、「EU言語憲章」について、消滅の危機にある言語を保護するのが目的であり、EU諸国のうちの半分がこの憲章を批准していないことを指摘しつつ、ロシア語地位向上につながるとする解釈を否定し（資料9）、考え方は真っ向から対立している。

2006年初めから、ウクライナの多くの市議会、州議会においてロシア語に地域言語の地位を付与する決議が採択された（ハリコフ、ドネツク、ルガンスク、ニコライエフ、ザポロージエ州議会、セヴァストポリ市、ドニエプロペトロフスク市、クリボイ・ログ市）が、それは「EU地方言語・少数言語憲章」に依拠していた。

ミコラ・ボルジョンニー大統領補佐官はこうした地方議会の決定を分離主義の傾向と見なし、検察当局が決定を破棄するだろうと声明した。ユーシェンコ大統領も憲法に地方言語の地位規定がないことを繰り返し指摘し、すべての決定は違憲であると言明した。ウクライナ検事総長は前述の市議会、州議会による決議の違憲性について調査するよう地方検察庁に通達を出した。結果として2006年度中に、ロシア語に地域言語の地位を付与する地方議会の決定の多くが憲法違反として破棄された。言語の地位規定に関して、議会決定や裁判に政治が関与する事態となっているのである。

2007年9月30日に議会の繰上げ選挙を迎えるウクライナでは、ウクライナ地域党の政治綱領の発表があり、議会で三分の二の支持を得られることになれば、ロシア語への第二国家言語の地位付与のため率先して活動すると同党幹部のライサ・ボガトゥリョフ氏が記者会見で語ったと、マスコミ各誌が伝えている（資料15・16）。ウクライナでは、2004年末にやり直し大統領選挙があったが、その際の大きな争点は、西欧派のユーシェンコ候補によるNATO・EU加盟への意思表明と、これに対立して東部のドネツク州出身で親ロシア派のヤヌコビッチ候補による公約の一つにロシア語の公用語化があり、言語問題は政治化している。それは、憲法や各種法令で定められた言語に関する決まりを政治手段で変更しようとするものである。

5. 言語法関連の問題

1996年に採択されたウクライナ憲法の第10条は、①ウクライナ語を唯一の国家言語と規定、②国全体のあらゆる社会生活分野におけるウクライナ語の包括的発展の実現、③ロシア語の自由な発展・使用および保護、ウクライナ少数言語の保障、④国際交流言語教育の促進、と言語に関する基本理念を50字余りで定めているに過ぎない(資料10)。

現在でも効力を持っているとされる「言語法」⁴は、ソ連時代の1989年に採択されたものであるため内容が旧く、独立後のウクライナ憲法の条項にも、国内の現状にも合致しているとはいえない(資料8)。言語使用分野の調整を行う包括的言語法が機能していないウクライナでは、「テレビ・ラジオ放送に関する法令」、「教育に関する法令」、「図書出版支援に関する法令」、「宣伝に関する法令」など活動分野ごとに言語使用の規定がなされているが、法令採択時期の政権による言語政策理念の違いや管轄省庁による行政策の違いなどがあり、全体としてみると整備不足の感がある。

このうち、「テレビとラジオ放送に関する法令」の主内容とテレビ放送の実際を紹介しておこう。

【テレビとラジオ放送に関するウクライナ法令】(資料12)

第4条 国家政策の基本原則

1項 国家は、国内で製作された放送番組の普及に関して保護主義政策を取る。

4項 国家は、国内の少数派言語あるいは地域言語で放送される外国製作のテレビ・ラジオ放送の直接受信を妨害しない。

第5条 テレビ・ラジオ組織の活動の自由保障

1項 テレビ・ラジオ組織機関の情報活動への検閲は禁止されている。

第9条 国家利益と国内テレビ・ラジオ産業界の利益擁護

1項 各テレビ・ラジオ組織の全放送量において50%以上は国内オーディオ・ビジュアル製作品、あるいはウクライナ人著者または演技者の音楽作品であること。

第10条 テレビ・ラジオ組織機関の情報活動における諸言語の使用

1項 放送はウクライナ語で行う。

2項 少数派民族が集住している一定の地域では、少数民族言語でも行うことができる

⁴ 第3条では「非ウクライナ人市民が大半を占める居住地(市、地区、村)では国立、公立、共産党の機関、各種施設、組織の仕事においてウクライナ語とともに彼らの言語も使用することができる」と定めており、この理念は教育、会議での使用言語を定めた条項にも反映されていて、かなり進歩的な内容である。

3項 映画や放送番組のオリジナル言語（または吹き替え言語）がウクライナ語でない場合、そうした映画・番組の放送はウクライナ語への音声吹き替えによって放送される。

4項 ウクライナ語で放送される放送時間の割合は75%以上としなければならない。

基本的な理念は第4条1項に定めるようにウクライナ語保護主義政策であるが、第10条2項にあるように一部地域での少数民族言語での放送も認めている。

テレビのチャンネルが非常に多く10以上受信できることは新聞のテレビ番組表からも伺える。パラボアンテナを備えているホテルなどでは、20以上30前後の放送を受信できる。

特徴の一つは、ヨーロッパの諸言語による放送が数多く受信でき、多言語状態にあること。

ウクライナ語とロシア語のチャンネルでは、どちらかと言うとロシア語番組の方が優勢らしい。理由は、ロシア語人が多い東部ドネツクに本社がある「ウクライナ」はロシア語を使うキャスターが多い。ソ連時代のロシア語人社員が多い大規模会社「インテル」は人気がある。

音声吹き替えに関する条項は、費用負担過重や技術的な問題があり、番組の質を低下させているので、吹き替え放送番組は好んで視聴されているとは思えない。つまり、この条項は有効に作用しているというよりも、残り25%はロシア語で放送可能への抜け道を与えているともいえる。

さらに、第9条、第10条で定めている50%、75%といった数値は遵守されているかどうかとも疑問である。ウクライナ語とロシア語が混在する番組も少なくない。ある歌番組では、進行役が二人いて、一人はロシア語で、もう一人はウクライナ語で歌手や歌の内容を紹介していた。出演する歌手も、ウクライナ語で歌うものもいればロシア語で歌うものもいる。政治討論番組では、司会とゲストはウクライナ語で話をしてしたが、町に行く人々へマイクを向けると、ロシア語でゲストに質問するものも少なくない。いずれも、一方はウクライナ語で話し、他方はロシア語で話してコミュニケーションを行っているケースであるが、これがウクライナでは珍しくないのだ。

6. 出版・書店・図書館一図書事情

ウクライナ図書館の統計資料によると、2001年度にウクライナで販売された図書は8330万部であった。ウクライナ人の人口は約5千万人だから一人当たり1.6冊ほどでしかない。そのうちウクライナの出版社が発行したものは3230万部、39%だけだった（教科書や冊子も含む）。残りは、主にロシアやベラルシアで発刊されたものである。ロシア、ベラルシアの図書は安価であり、販売総部数の60%、総点数の90%を占める（資料17）。ウクライナの出版社による図

書販売の割合は、1980年の4.5分の一であり、図書出版・販売の衰退は著しいものがある。

書籍出版支援政策を展開するウクライナの担当大臣であるタバチニク副首相は2007年5月の記者会見で、ソ連時代には26社しかなかった出版社が現在ウクライナには3000社以上登録されており、そのうち大部分は創業5年以上であることから、「出版業は経済活動の安定形態の一つである」との見解を示している（資料20）。ところが、ウクライナ出版社図書販売協会会長のアフォニン氏は2002年12月のインタビューで、常時出版活動をしている組織は600社ほどしかなく、そのうち市場販売ルートに書物を出しているのは300社ほどと述べている。2002年から2007年まで5年の歳月が過ぎているものの、アフォニン氏の説明のほうが副首相の会見より詳しく、実態を示しているように思える。アフォニン氏によると、市場に書物を出している300社ほどの中で、年間50点以上を刊行しているのは30-35社ほどで、20-50点を刊行しているのが大半の70-90社、残りの出版社は20点以下だと説明している（資料21）。若い企業が多く、しかも年間50点以下の図書刊行出版社が多いことは、零細企業が多いと言えるであろう。

ウクライナの図書出版の衰退の原因はいくつもあるが、最大要因の一つは、ヨーロッパで最も高い図書付加価値税20%だ、との指摘がある（EUの11カ国では付加価値税は課されておらず、課されている場合でも5%以下）。（資料17）

この指摘によると、図書の値段が高い、それも20%程度高いために図書出版が衰退したということになる。でも、筆者は、ウクライナの図書の値段は、平均してあまりにも高すぎる、と考える。ウクライナの書物の値段は、日本での書物の値段の二分の一程度かと思う（ウクライナの書物を日本に輸入販売する場合には、日本の書物の倍ぐらいの値段になるであろう）。2000年にモスクワでほぼ毎週、一年間書店通いをしていた経験から、ロシアの本の物価と比べても2倍以上だと思う。2007年9月の聞き取り調査でも、リボフ市の出版社「アプリオリ」社長はロシアの本の価格は半分ほど、ロシア語読者人口は2億人いるがウクライナ語読者人口はその約10分の一の2千万人程度で、出版部数はそれを反映してあるロシア語の書籍が数千部売れるとすると、ウクライナ語の書籍は数百部程度しか売れない、と言う。

ウクライナで図書の値段が高くなる要因は、大量の図書印刷用のオフセット紙やインクなどを輸出に頼っているため、と指摘するのはウクライナ出版社図書販売協会会長のアフォニン氏である。彼は、「ウクライナの図書出版は現在中世のレベル」（資料19）と題したインタビューの中で、以下のような発言をしている。

ウクライナの書籍産業の弱点は図書販売業です。1992-93年以降、図書販売網は崩壊しました。1990年のキエフには「ウクライナ・クニーガ」チェーン店だけで94店舗ありましたが、今日残っているのは7店舗だけです。（中略）なぜなら、そういった店舗は町の中

心地にあり、もっと儲かるビジネスのために立ち退きが行われてきたためです。

ソ連時代の図書販売網崩壊後、最近になって出現しているのは大型書店(「スーパーマーケット」と呼ばれている)である。ウクライナ全国に100店舗を構える「リティエラ」は、従来の書店にはなかったコンピュータによる在庫図書管理が行われている。ところが、リポフ支店長への聞き取り調査によると、地元の出版社の刊行書はキエフにある中央在庫管理部が発注仕入れを行っており、リポフ出版社の本は一旦キエフに送られ、そこからリポフに転送されるといった無駄がなされている、と言う。

本屋の品揃えで目立つのは、教科書、ビジネス関係やコンピュータ関係の書籍、語学参考書・辞典、観光案内書、地図、児童書、空想小説・推理小説などであるが、実用書が圧倒的に多い。いくつかの書店支配人に聞き取りをした結果、書物内容の点でも、販売量の面でも、図書販売状況は近年良くなっている、と言う。

ソ連時代から営業し現在も生き残っている書店で、アフォニン氏のインタビューの中にある「ウクライナ・クニーガ」店のフレスチャーク支店副支店長によると、「同店は中間市民層を客層と考えており、ウクライナの出版社から直接図書仕入れ契約を行い、ウクライナ語図書が圧倒的に多い。ところが大型書店は、多くはロシア産のロシア語図書が80-90%を占め、概して値段が高く、富裕層をターゲットにしている」と言う。では、下層市民はどこで本を買うのかというと、本の市や古本屋で買うのであろう。

西部の大都市リポフのいくつかの図書館を訪問した。リポフ州は、2001年の国勢調査によるとウクライナ人の割合が約95%、ロシア人は3.6%、ロシア語を母語とする者の割合は3.8%である。市の中心地「リノック(市場)広場」にある青年向け地区図書館は蔵書数わずか8万冊しかなく、大部分はロシア語図書である。図書受け入れは過去の積み重ねだから当然であろう。

蔵書数が700万冊以上を誇る「ステファニク名称学術図書館」は、ロシアのモスクワにあるロシア国立図書館(旧レーニン図書館)を少し小型にしたものであるが、立派であった。図書館利用証を作る為には、身分証明書のほかに所属機関の推薦書が必要である。推薦書がない場合は、一回利用カードを作ることになり、館内の読書しかできない。図書目録カードの検索に関するアドバイスをする専門官も配している。ここでも、蔵書の大半はロシア語である。分野によって、或いは比較的最近入ってきた図書はウクライナ語書物が比較的多く、全体としてみればロシア語の方が多ようだが、ロシア語蔵書が圧倒的とまでは言えないだろう。

かつて、1990年代の半ばにウズベキスタンの首都タシケントの書店に立ち寄ったとき、図書館の蔵書印があるロシア語書物が大量に売りに出されていたことがあった。もしも、ウズベク人社会がロシア語の書物で自分たちの文化や専門知識が維持されていると考えているなら、こ

うしたロシア語図書排除の扱いはなかったであろう。

クリミア生まれで現在ハリコフに居住している小説家ドミートリー・グロモフは「ウクライナでは書物の大部分はロシア語で読まれている」と自らの著作活動に関するインタビューで述べている（資料22）。しかし、ウクライナ語が優勢な西部地域の図書館では新刊書が多くウクライナ語であることを考慮すると、作家の活動がロシア語からウクライナ語へ移行する可能性についても今後注目していく必要があるようだ。

7. おわりに

「言語社会状況は長い年月を経て歴史的に形成されるため、その変化は徐々に進展するものである」とロシア科学アカデミー言語学研究所のミハリチェンコ氏は著書の中で持論を述べている（資料5）。ここには、いくつかの重要なことが含意されている。一つは、言語社会状況の激変は社会摩擦をもたらすので漸次的な変化が好ましい、とする言語政策の観点では保守的考え方である。もう一つは、歴史的に形成された言語社会状況の複合的実態とその変化の現実を調べてみると、変化の程度について激変は見られない、とする調査データに基づくものである。

だが、独立後のウクライナについて言えば、ロシアも含めて他の新興独立国にも共通のことだが、国家社会体制の変動に応じて、言語構造そのものの変化と言語社会状況が大いに変化している⁵と考えられる。そこで、今後も引き続きこれまでの調査を続けることで、変化の程度と特徴を明らかにしたいと考えている。

二度の現地訪問による言語社会状況の調査により、文献資料（論文や統計データ）を通じてしか得ることができなかった抽象的知識をかなり現実的に肉付けできるものとなったように思うが、短期間の現地訪問では調査、見聞できることは限定的であった。

新たに取り組むべきこと、さらに調査すべき課題がいくつも出てきている。そのために、まずウクライナ語の運用力を自ら高めなければならないと痛感している。さらに、これまでは都市のみを訪問してきたが、田舎での言語使用の現実も調査する必要があると考えている。三番目に、「スルジュク（ウクライナ語とロシア語の混合語）」現象の言語特徴と使用領域についても調査したい。また、教育関係の調査は、残念ながらうまく進まなかったので、再度の調査を試みる。

⁵ ロシアで2000年前後に相次いで刊行されたスクリャレフスカヤ編『20世紀末ロシア語詳解辞典』、モキエンコ編『ソ連用語辞典』、ゼムスカヤ編『20世紀末のロシア語』等は言語変化をテーマとしたものである。

【参考文献及び引用資料】

- 1 . 岩崎正吾「ウクライナにおける教育改革の現状と課題(1)」
(『文化国際研究』第5巻p65-78、2001年、東京都立短期大学文化国際学科)
 - 2 . 岩崎正吾「ウクライナにおける教育改革の現状と課題(2)」
(『文化国際研究』第6巻p47-60、2002年、東京都立短期大学文化国際学科)
 - 3 . 岩崎正吾「ウクライナにおける教育改革の現状と課題(3)」
(『文化国際研究』第7巻p25-34、2003年；東京都立短期大学文化国際学科)
 - 4 . 塩川伸明『民族と言語 ー多民族国家ソ連の興亡 I 』2004年、岩波書店
- <ロシア語資料>
- 5 . Михальченко Вида Юозовна, «Языковые проблемы в Российской Федерации и мировой опыт решения языковых проблем», Социолингвистические проблемы в разных регионах мира. М., 1996
 - 6 . Владимир Даль, «Толковый словарь живого великорусского языка Т. 1», Москва, Русский язык, 1978
 - 7 . Головаха Е.И., Панина Н.В «Двуязычие в Украине: реальное состояние и перспективы(результаты социологических исследований)» Российско-украинский Бюллетень. 2000. №6-7. С.119-121
 - 8 . Шульга Н.А. Язык: личность, социум, государство//Российско-украинский Бюллетень. – 2000, апрель. – № 6–7. – С. 116–119.
 - 9 . Клара ГУДЗИК, «Кому выгодно эксплуатировать языковой вопрос», День №92, суббота, 9 июня 2007
 - 10 . КОНСТИТУЦІЯ УКРАЇНИ(Відомості Верховної Ради, 1996, N30, ст. 141)
- <ウェブ・ダウンロード資料>
- 11 . 塩川 伸明『ソ連言語政策史の若干の問題』
 - 12 . Закон про мови в Українській РСР 28.10.1989
<http://zakon.rada.gov.ua/cgi-bin/laws/main.cgi?nreg=8312-11&p=1099675208630944>
 - 13 . Закон України «О телевидении и радиовещании»
<http://medialaw.ru/exussrlaw/1/ua/broadcast.htm>
 - 14 . 11 процентов украинцев плохо владеет государственным языком Research & Branding Group, сообщает в понедельник агентство “Новости Украина”
<http://lenta.ru/news/2006/12/05/language>
 - 15 . Новый Регион, 2007. 8.14 <http://www.nr2.ru/kyiv/134549.html>

ウクライナの現代言語状況と言語問題

- 16 . Избранное, 2007. 8.14 <http://www.izbrannoe.info/10832.html>
- 17 . На одного украинца приходится 0,95 изданой в Украине книги 06 Сентября 2002, 12:04 <http://www.korrespondent.net/main/54572/>
- 18 . Новости Украины 16.05.2007 <http://for-ua.com/ukraine/2007/05/16/132600.html>
- 19 . Александр Афонин: «Украинское книгоиздание ныне – на уровне Средневековья»
Грани Плюс 22.10.2006, Игорь Кручик, <http://www.grani.kiev.ua/exp.php?ni=12759>
<http://www.rbc.ua/rus/newsline/2007/05/16/203836.shtml>
- 20 . Кабмин будет инициировать продление срока действия льгот на книгоиздательство
Д. Табачник <http://www.rbc.ua/rus/newsline/2007/05/16/203836.shtml>
- 21 . Сегодня книга в Украине фактически «мешочный товар»
http://old.russ.ru/krug/20021215_afjn.html
- 22 . Интервью: «Pitannja do temu»
<http://www.rusf.ru/oldie/rec/int002.htm>